

(課税の根拠)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収について法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(入湯税の納税義務者)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 市長が支援が必要と認めた災害の被災者又は当該災害の復興支援活動に無償で参加した者

(入湯税の税率)

第4条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊入湯客1人1日につき 150円
- (2) 日帰り入湯客1人1日につき 100円

(入湯税の徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税の納期限の延長)

第7条 市長は、入湯税の特別徴収義務者のうち災害その他特別の事情があるものについて、特に必要があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によって30日を超えない限度において納期限の延長をすることができる。

2 前項の申請をする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 年度、月別及び税額
- (2) 延長を必要とする事由

(入湯税に係る更正及び決定等の通知)

第8条 法第701条の9第4項の規定による入湯税に係る更正若しくは決定の通知、法第701条の12第5項の規定による入湯税に係る過少申告加算金額の通知、同条同項の規定による入湯税に係る不申告加算金額の決定通知又は法第701条の13第4項の規定による入湯税に係る重加算金額の決定の通知は、入湯税更正(決定)通知書による。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第9条 入湯税の特別徴収義務者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第10条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記帳義務等)

第11条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第12条 前条第1項の規定によって、帳簿の記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
(横手市行政手続条例の適用除外)

第13条 横手市行政手続条例(平成17年横手市条例第13号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、横手市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

- 2 横手市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。
(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、入湯税の賦課徴収については、横手市市税賦課徴収条例(平成17年横手市条例第86号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横手市入湯税条例(平成3年横手市条例第16号)、増田町入湯税条例(平成3年増田町条例第45号)、平鹿町入湯税条例(平成7年平鹿町条例第20号)、雄物川町入湯税条例(平成4年雄物川町条例第2号)、大森町入湯税条例(平成4年大森町条例第1号)、山内村入湯税条例(昭和42年山内村条例第1号)又は大雄村入湯税条例(平成4年大雄村条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市入湯税条例の規定は、平成19年1月1日から適用する。

附 則(平成23年3月18日条例第15号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日条例第22号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の日から施行する。

附 則(平成27年12月16日条例第40号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第22号)抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。